

教宣 せぶん

「判決」は「命令」より重い

いま、社内は4月2日から始まる第三分野商品に関する「業務停止命令」への対応に追われています。年度末を迎え、ただでさえ慌しいなか、火災保険料もらい過ぎ問題に端を発した「引き受けのルール化」など、新年度より新たに取りくまなければならない喫緊の課題がありました。しかし、3月14日に金融庁から発せられた、第三分野商品の保険金不払い問題に関わる行政処分によって、社内では取りくまなければならない優先順位が一変しました。この行政処分によって当社は、4月2日から3カ月間、第三分野商品の保険契約の締結および保険募集の業務について一切行ってはならないという極めて重たい「命令」を受けたわけですが、4月2日まで営業日が5日しかない現段階で、職場ではこの処分に対する代理店対応や顧客対応に全精力が注がれています。当然私たちも、「業務停止命令」を受けた東京海上日動社の従業員の一人として、一日も早い信頼回復にむけた取りくみを行なっていかなければならないことは言うまでもありません。顧客に直にむきあう私たちの仕事は、常にお客さんの厳しい目にさらされています。一般消費者の当社への信頼回復度が、私たちの募集業務にも直結することは論を待ちません。

会社がこういった時局に、私たちが会社を相手取って行なった地位確認訴訟の判決が下されることに対して、なにか因縁じみたものを感じずにはられません。因果応報という言葉がありますが、利益第一主義の体質、経営として傲慢さ・横暴さが、ここにきて一気に噴き出したのだと思います。もちろん3月26日にこういった判決が出されるかはわかりませんが、私たちは会社の「暴拳」が断罪されることを信じて疑いません。会社への社会的批判は、幸か不幸か、保険金不払い問題への行政処分とあいまって、さらに厳しいものになるでしょう。

法令順守を経営方針に掲げる会社は、金融庁からの「処分」と裁判所からの「判決」と、その「重さ」についてどう考えるのでしょうか？いままでの会社のスタンスからみれば、金融庁にはことさら神経をとがらすけれど、第三者機関へはきわめて鈍感な態度をとってきました。しかし、一般的な、常識ある人から見れば、金融庁の命令も、裁判所の判決も何も変わりがないと思うでしょう。むしろ、裁判所の判決の方が「重い」と答える人の方が多いのではないのでしょうか？金融庁からの行政処分である「業務停止命令」が下された直後だけに、裁判所の「判決」に当社経営がどういう態度をとるのか、社会や世論から鋭い視線がむけられています。経営が行なった「不祥事」に対して、真摯に反省しているのか、うわべだけの言葉を言い連ねているのか、東京地裁の「判決」後の対応がまさに試金石になるのではないのでしょうか。